

平成22年9月15日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|------|-----|-----|-------|------|------|------|------|-----|------|------|------|-------|--------|------|------|-----|------|------|---------------------------------|------|-----------------|------|-----------|------|------|------|
| 出席議員 (9名) | 1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席議員 (0名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | <table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>武廣勇平</td> <td>教育長</td> <td>吉田茂</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>鶴田直輝</td> <td>総務課長</td> <td>池田豪文</td> </tr> <tr> <td>企画課長</td> <td>北島徹</td> <td>税務課長</td> <td>白濱博己</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>福島日出夫</td> <td>健康増進課長</td> <td>川原源弘</td> </tr> <tr> <td>福祉課長</td> <td>岡義行</td> <td>建設課長</td> <td>江崎文男</td> </tr> <tr> <td>産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課副課長兼</td> <td>渡邊昭秋</td> <td>教育次長兼 生涯学習課長</td> <td>鶴田良弘</td> </tr> <tr> <td>子ども安全課副課長</td> <td>高島和則</td> <td>文化課長</td> <td>原田大介</td> </tr> </table> | 町長 | 武廣勇平 | 教育長 | 吉田茂 | 会計管理者 | 鶴田直輝 | 総務課長 | 池田豪文 | 企画課長 | 北島徹 | 税務課長 | 白濱博己 | 住民課長 | 福島日出夫 | 健康増進課長 | 川原源弘 | 福祉課長 | 岡義行 | 建設課長 | 江崎文男 | 産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課副課長兼 | 渡邊昭秋 | 教育次長兼 生涯学習課長 | 鶴田良弘 | 子ども安全課副課長 | 高島和則 | 文化課長 | 原田大介 |
| 町長 | 武廣勇平 | 教育長 | 吉田茂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計管理者 | 鶴田直輝 | 総務課長 | 池田豪文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画課長 | 北島徹 | 税務課長 | 白濱博己 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民課長 | 福島日出夫 | 健康増進課長 | 川原源弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉課長 | 岡義行 | 建設課長 | 江崎文男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課副課長兼 | 渡邊昭秋 | 教育次長兼 生涯学習課長 | 鶴田良弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども安全課副課長 | 高島和則 | 文化課長 | 原田大介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議事日程 平成22年9月15日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第52号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第53号 上峰町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第54号 上峰町企業誘致条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第55号 平成21年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第56号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第57号 平成21年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第58号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第59号 平成21年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第60号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第61号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第62号 上峰町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議案第63号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第64号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第65号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第66号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第67号 平成22年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第68号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第69号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

午前9時29分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第52号

議長（吉富 隆君）

日程第1 議案審議。

議案第52号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第52号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第53号

議長（吉富 隆君）

日程第2 議案第53号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第54号

議長（吉富 隆君）

日程第3 議案第54号 上峰町企業誘致条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。日程第4に入る前に、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号及び議案第61号は、それぞれ決算認定の件であります。7議案につきましては、一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、7議案については、一括審議といたします。

審議に入る前に、監査委員による平成21年度の各種会計決算審査の報告を求めます。

4番（漆原悦子君）

おはようございます。決算審査の報告をいたします。

平成21年度上峰町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書、上峰町定額資金運用基金運用状況調書審査意見書。

2枚めくっていただきまして、1ページを読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成21年度歳入歳出決算審査の概要

1. 決算審査の対象

- (1) 平成21年度 上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成21年度 上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成21年度 上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成21年度 上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成21年度 上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成21年度 上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成21年度 上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成21年度末起債等残高

2. 審査の期日

平成22年8月3日から8月12日まで (6日間)

3. 審査の総括意見

- (1) 平成21年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。
- (2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが執行に当たっては、町条例、規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3) 決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.66で前年と同率であり、高い水準を示している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度96.4% 本年度93.8%となって2.6ポイント減とはなっているが、依然として財政の硬直化を十分認識してその改善に努力しなければならない。

公債費比率の目安としては、10%程度が望ましいとされ、15%を超えると財政硬直化の一因となるものとされているが、本町の場合は、一般会計では前年度15.5% 本年度14.1%と減少傾向にはあるが、起債の借り換えや地方交付税の増額による減少であり楽観できない。また、特別会計等の起債償還分を含めた実質公債費比率は、前年度23.7% 本年度22.8%で、0.9ポイント減少しているが、今後とも公債費の増大により、財政の運営は益々困難性が顕著になってきている。

したがって、この現状を充分自覚して義務的経費、物件費、補助費などの節減を図ることは勿論のこと、自主財源としての町税等の徴収率（本年度の町税徴収率91.8%）の向上に全庁的に尚一層の努力が必要である。

加えて、財政の硬直化から脱却できるよう、徹底した行財政改革を図り、財政の健全化に真剣に取り組まれない。

以下は、後日お手元の資料を読み上げて確認をしてください。よろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ただいま漆原悦子監査委員より、平成21年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。

日程第4～第10 議案第55号～議案第61号

議長（吉富 隆君）

日程第4から日程第10、議案第55号から議案第61号。

お諮りをいたします。これより日程第4から日程第10までの各種決算認定の審議に入るわけですが、これらの決算につきましては、委員会条例第4条第1項の規定により、9名による決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第61号までの各種決算認定については、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会については、委員長に岡光廣君、副委員長に井上正宣君を選任したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、委員長に岡光廣君、副委員長に井上正宣君が選任をされました。皆様方の御協力を重ねてお願いを申し上げます。

ただいま委員長に選任されました岡委員長が議場におられますので、登壇をしていただいて、ごあいさつをお願いいたします。

決算特別委員長（岡 光廣君）

皆さんおはようございます。ただいま21年度の決算審査におきまして、委員長に選任していただきましたことを、私は強くこの任に当たって重く受けとめております。

現在、町財政としても、非常に厳しい状況下になっておることは皆さん方御存じと思いま

す。この決算特別委員会をもとに皆さん方の十分なる御審議を賜りますことを切にお願い申し上げます。

このことによって、来年度の予算に結びついてくるものというふうに思いますので、十分なる審議をお願いして、委員長としてのごあいさつといたします。よろしく申し上げます。

日程第11 議案第62号

議長（吉富 隆君）

日程第11．議案第62号 上峰町教育委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第63号

議長（吉富 隆君）

日程第12．議案第63号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番（中山五雄君）

2点ほど質問いたします。

説明書の欄の9ページ、款の2の総務費、目の8の財政調整基金費、これはもともとは幾らあったんですか。

企画課長（北島 徹君）

170,000千円ほどございます。

5番（中山五雄君）

そいぎ、170,000千円にこの69,766千円を加えるわけですね。

企画課長（北島 徹君）

まず、9月には工業用地取得造成分譲特別会計の清算がございますので、170,000千円の財政調整の積立金のほうから57,000千円ほど取り崩しをする予定にしております。そこでマイナスになりまして、その上で今回の69,766千円が加算をされるというふうになります。

以上です。

5番（中山五雄君）

そいぎ170,000千円から57,000千円が取り崩されるということですね。

企画課長（北島 徹君）

はい、そのとおりでございます。

5番（中山五雄君）

そしたら、今年度の財政調整基金の積立金というのが69,766千円ということは、1千幾ら

は加算されてくるということですか。

企画課長（北島 徹君）

そのとおりでございます。ですので、計算しますと、今現在170,000千円ですが、今年度末で180,000千円を予定をいたしております。

以上です。

5番（中山五雄君）

前回は副町長の件で財政に積み上げをということによってきておりましたから、その辺、上峰町は今、私が一般質問のあった夕方帰りましたら、サガテレビで実質公債費比率が佐賀県で上峰町が一番悪いということで、ちょうど報道があっておりましたから、今後はその辺を特に引き締めて財政調整基金もふやしていけるような形をとっていただきたいと思います。

以上です。

それと、もう1つ、続けていいですか。14ページの款の8の土木費、目の3の道路新設改良費の中で6,765千円、公有財産の購入費と上がっておりますけれども、これは17ページの後のこの位置図を上げておられますが、この分の予算なのか、お尋ねします。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、その予算書のほうにつけております位置図が2枚あるかと思えます。1つは、町道上峰開拓1号線の関係資料、もう1つが町道二又線の関係資料ということであり、私のほうからは、町道上峰開拓1号線の関係の資料について御説明申し上げたいと思えます。

この分につきましては、場所的には東屋形原地区です。東屋形原地区の平成9年度に寛平という会社が分譲をいたしております。1期工事、2期工事ということで分譲しておりますけれども、その分譲の際、町道上峰開拓線につきまして、当時の現況の道路幅員についてが有効幅員が4メートル、車道幅員が3メートルという狭い道路でありまして、その開拓1号線につきまして、寛平の開発に伴って、寛平のほうで、今現在6メートルから7メートルの拡幅工事を開発に合わせて寛平のほうでやっております。そういう中で、広げた分につきましては、当時、地区の地権者について、寄附をするという条件のもとにこの開発をしたわけでございますけれども、その寛平につきましては倒産をいたしまして、そのままの状態になっておりました。よって、拡幅した分につきましては、建設課のほうで各地権者に出向き、一応寄附の御相談をし、2名残してすべて寄附の同意を得て、今寄附をしてもらったところでございます。

ただし、あと2名の方につきましては、当時、その開発者の寛平の名義であったために、その寛平が倒産し、競売によって第三者に渡っております。その部分が先ほど図面に図示しております2カ所になります。この分につきましては、1つは不動産会社、1つは事業所を営まれている方個人が競売によって落とされた分でございます、私たちも隣接同様、寄附

のお願いということで再三参っておりますけれども、何せ競売によって費用がかさんでいるという形で、この方々につきましては、用地の買収ということでの条件で最終的にはそのような話になりましたので、今回、補正予算という形で、その2つのところについては用地費の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

まず、この14ページの17の公有財産購入費でございますが、6,765千円でございますけれども、町道二又線の関係が5,500千円、それから先ほど建設課長が説明申し上げました上峰開拓1号線の部分が1,200千円ということでございます。

先ほど建設課長のほうが、上峰開拓1号線は概略御説明をされましたので、このもう1つのほうの二又線のほうでございますが、これにつきましては、平成11年度に三養基西部土地開発公社で先行取得をしておりましたので、年数も大分たっておりますので、今回、町のほうの道路として正式に買い戻しをしたいということで、予算をお願いしておるところでございます。

5番（中山五雄君）

そしたら、2名の方が、これは買い上げをしないとだめだということをお説明されましたけれども、各場所の平米数、場所場所の平米数と、単価が恐らく違うと思うんですけれども、平米当たりの単価を教えてくださいと思います。

建設課長（江崎文男君）

一応、先ほどの位置図に基づいて御説明をしていきます。

位置図の上のほうになりますけれども、大字堤の1651の254という番地がございます。面積的には57平米になります。また、あと1つの地区については2筆ありまして、大字堤の1651の246と1651の248です。おのおの図面に書いてありますとおり、面積が26.43平米と34.83平米になります。

単価につきましては、上峰町の路線価単価を使用いたしまして、この地区についての路線価単価において、初め申し上げました1651の254番地が地目が雑種地になっております。よって、雑種地については宅地並みということで、この路線価については、当町では平米当たり10千円でございます。なお、あと2筆については宅地になっておりまして、その路線価については、平米当たり11千円で計上しているところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

これ二又の分はどうなっておるんですか。

企画課長（北島 徹君）

二又線のほうは、面積が362平米ほどございます。それで、先ほど申しました5,500千円程

度ありますので、割り返しますと、平米当たり15,250円になります。これにつきましては、購入当時は平米当たり13,500円で購入をされておりますが、先ほど言いました年数によりまして、借入れの利息、それから諸費用を加えまして、今現在で申し上げますと、平米当たり15,250円ということでございます。

5番（中山五雄君）

これ利息関係でその分上がったということですね。

はい、以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑ございませんか。

1番（松田俊和君）

9ページ、まずお尋ねごとですけれども、財産管理費の13番の委託料、この中の樹木管理委託料21千円とありますけど、ここはどこを言われるわけでしょうか。

企画課長（北島 徹君）

これにつきましては、ホリカワ金属跡地の部分でございます。その前の部分につきましては、特別会計で予算措置をしておりましたが、今回、9月末で清算するということで、残りの期間につきましては、一般会計で管理をするということで、今回お願いをいたしております。

1番（松田俊和君）

そしたら、ことしの3月の一番最初の予算書、この中には当初56千円上がっています。56千円というのは、ことしの分の56千円ですけれども、前年度は150千円上がったわけですよ、去年はですね。ことしは56千円という数字に減っていますけれども、この際の減った内容がここにかかってきているわけでしょうか。この補正予算の21千円にかかってきているわけでしょうか。この辺を伺います。

企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

年度間の金額の差がこちらに影響しているかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、ホリカワ金属跡地を特別会計で管理していたものを今回一般会計で見るということで、その部分だけをこっちに持ってきたということで、議員が御指摘の金額の差に影響はございません。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

次の質問ですけれども、ページ数が10ページ、これの下欄に統計調査総務費の中の消耗品費3千円とあります。この3千円として、初年度、先ほども言いましたけれども、3月の部分の当初予算書には、この消耗品費として534千円上がっています。こういう世知辛い財産

の節約をとっているときに、この3千円というのは、当初予算の534千円から節約して補正予算で上げる必要は 上げるというわけにはいきませんが、節約の割合はどういうふうになっているわけでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

この調査員の統計調査の謝金につきましては、申しわけございませんが、5ページのほうの款の15．県支出金、3の県委託金の目の1．総務費委託金、節の3．統計調査委託金13千円ということで、統計調査員の確保対策事業ということで13千円ほど県のほうから委託金が参ります。それで13千円来まして、その13千円を満額消化する必要がございますので、この10ページの消耗品の3千円と申し上げますのは、当て馬的にどうしても13千円はクリアせんといかんということで、謝金に12千円を充てまして、残りをその13千円を超えないと13千円が委託金として来ますので、それを確実に受け取るために、ちょっと当て馬的に置いておまして、何かを買うというものではございません。調整用の消耗品ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。

ほかに質疑ございませんか。

2番（原楨和彦君）

歳入のほうで質問をさせていただきます。

臨時財政対策債ですね、これが今回13,450千円ほど増額になっております。これ当然、臨時財政対策債というものについては、後年度に交付税での補てんがあるというようには理解しておりますけれども、これをふやして、こういった事業をされるか、お尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

臨時財政対策債につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、交付税の補足部分というような扱いで設定をされておりまして、これだけ地方のほうで借りなさいと、交付税みたいに現金を渡すことはできないということで参っておるものでございますが、これを何に使うかということでございますが、今現在の本町の財政状況になりますと、これで何かを事業を起こすとかいうものではございまして、予算全体で使っていくというものになってまいります。ですので、一番大きな、例えば、人件費とか、それから起債の償還とか、そういうもろもろの経費のほうに振り分けて使用するということになってまいります。

以上です。

2番（原楨和彦君）

今、課長、借りなさいということでは言われましたけれども、これは補てんはあっても、あくまでも地方債であって、町の借入金と私は理解しておりますけれども、これを満額承認を受けたからといって借りなさいということですが、これだけ借りてもいいということなんですか、そこら辺のことをちょっとお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

少し私の説明がまずかったというふうに今ちょっと思っておりますが、地方交付税で、例えば、10億円渡すのが渡せないということで、国としては、例えば、8億円は交付税で渡すと、2億円部分については地方のほうで借入れをして、そして経費に充ててくださいということでの、うちのほうに正式に参りますときの表現といたしましては、この臨時財政対策債の限度額の認定額ということで参ります。ですので、基本的にはうちのほうの判断で借りるか借りないかというものは1番目にはございます。ただし、現実にこの臨時財政対策債を限度額いっぱいいっぱいといいますか、限度額同額で借らなかったところがあるかということでございますと、少なくとも県内にはございませんし、うちの財政状況、議員心配されて申されておりますけれども、うちのほうとしても、財政が先に厳しい部分はありますが、現在も厳しいと。そういう厳しい内容のときに交付税の代替措置であります臨財債を借らないということは、ちょっと不可能ではなからうかというふうに考えております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

よくわかります。ただ、例えば、当初見込んでいたよりも認定額がこれだけ上がったと。それは当然、あと交付税での措置もあるようですので、当然利用すべきだということは十分わかっております。その中において、金が入ってきたから、いろんな形での節約、そういったものをしながら、やはり今言われている財政調整基金とか減債基金とかも今後負担がふえてきます。そういったもろもろのところを考えたところでのことでやられればと思いますけれども、簡単に一般会計の不足部分に充てるというような安易な考えではないと思いますが、いかがでしょうか。

企画課長（北島 徹君）

先ほどの私の説明としましては、そういうお金の割り振りはそういうことですが、先ほど申上げましたように、現在の上峰町の予算の財政のあり方からしますと、先ほど議員が言われているように、返済金、もしくは返済のための調整積立金、減債基金、そういうものに極力準備をすると。それを念頭に置きながら節約をして、それと相まってそれをきちんと今後のために準備するというので、この臨財債がふえたから、例えば、経費節減をおろそかにするとか、そういうものではございませんので、その点は御安心いただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

あと安心して見守らせていただきたいと思います。

ところで、この臨時財政対策債の後年度における交付金での措置について、こういった形であらわれているか、わかったら教えていただきたいと思います。

企画課長（北島 徹君）

これにつきましては、その返済額が交付税の基礎算入のほうに、財政需要額のほうに算入をされます。ですから、幾ら、例えば、関係で返したから、それがそのままということではございませんで、交付税の計算の対象といたしますか、対象の経費として認められているということで、明確に幾らかということは申し上げられませんが、その借りた金額のかなりの部分は交付税で措置をされて返ってくるというふうに考えております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

私が一番知りたいのはそこなんです。臨時財政対策債、後年度、交付金での補てんというようなことですが、それが課長、ここで言えないやったら言えないでいいんですけれども、担当としてはきちっと何年前のものについてはこうだというようなことまではあなたのところで把握されていますか、いませんか、それをお尋ねします。

企画課長（北島 徹君）

臨時財政対策債につきましては、平成13年度から借り入れを始めております。ですので、もう既に償還も始まっておりますので、その金額については、うちのほうで確実に把握をいたしております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

わかりました。

それでは、次、3月の定例会においての内陸工業団地の関係なんですが、これに先ほどもちょっと話が出ておりました。今度の補正について、財政調整基金あたりからの支出が見込まれております。それで、3月においては、全額での償還金が270,000千円、そのうち第三セクター債といたしますか、起債で150,000千円、財政調整基金から57,000千円、一般財源から50,000千円というようなことですが、これ一般財源はどこのほうから出されますか、それをちょっとお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

これは一般財源でございますので、うちの財源的に縛りのない税とか、それから、それこそ借入金とかですね、そういう一般会計の中の金額の中から絞り出した50,000千円ということでございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

ということは、当初予算のあたりでのちょっと予備費あたりからではなくして、節約していく金でこの22年度において50,000千円ほどは節約していく金で見込んでいるというようなことでよろしいでしょうか。

企画課長（北島 徹君）

そのとおりでございます。このホリカワ跡地の清算のために、そのほかのほうは我慢していただいて集めた金が50,000千円ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

2番（原楨和彦君）

ということは、今回、財政調整基金のほうの積み上げもあります。年度末には180,000千円の財調を残したいというようなことでございますので、それに食い込むということはございませんか、それをお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

それは予定はいたしておりません。議員各位からも御心配かけておりますので、今後どういふふうな予算の状況になるかわかりませんが、できるだけ多くの金額を後年度のために調整基金のほうに積み立てたいという考えであります。

以上です。

2番（原楨和彦君）

この件についてはわかりました。

ところで、先ほどからの質問の中の土地購入費、用地購入費、これは緊急的にどうしても買わなければならない案件か、お尋ねいたします。

建設課長（江崎文男君）

ちょうどことしに入ってなんですけれども、今から2カ月くらい前だったと思います。ある不動産会社と申しますと、先ほど申し上げました2地区のほうの1つを競売にかけられた不動産会社のほうから連絡がございまして、一応、こうこうこうで競売を取ったと。そういう中で、現地を確認したら、そこが道路だったということで、一応連絡を受けております。本人さん、一応役場のほうに出向かれて、早速買収に応じてくださいというようなことで来られました。しかしながら、今までお話をしたとおり、周囲については寄附という形で進んでおります。寄附と申しますと、当然その開発されたときに、その方々については、寛平から何がしかのお金は取っておられます。よって、後々町のほうに寄附するという約束事がありまして、ほかの方々については、町のほうに寄附をされたという経緯でございますけれども、先ほど言いました2筆については、もともと寛平の所有のまま継続があって、それを競売されたもので、その不動産会社としても、競売にかかった費用等があるもので、寄附には応じられないという中で、何回か交渉をした中で、基本的にはうちも寄附しかだめという話

をした中で、不動産会社については、そこを通行どめをするということの話に広がったわけ
でございます。一応そういう中で、うちとしてもなるべく寄附という形でお願いしてきたん
ですけれども、何せ競売をかけられて個人名義になった土地ですので、基本的に向こうがそ
こを通行どめする。もちろん通行どめというのは、全幅通行どめじゃなくて、自分のところ
ですので、道路としてはもともとの3メートルぐらいの道路がありますから、通行には支障
はないんですけれども、そのような形での交渉に至ったわけでございます。よって、町とし
ても最終的な判断といたしまして、この土地、それとあと1つについても、個人の事業者の
方の土地ですけれども、その事業者の方についても、私たちが出向いて、先ほどと同じよう
なことでの寄附でお願いしたんですけれども、一応不動産会社と同等な考え方で競売にかか
った費用があるということによって、そこについても寄附に応じられなかったということでの
経緯でございます。よって、今回、緊急性もありますので、ぜひ土地の購入として、今の
道路形状を守っていきたいと思っておりますので、今回、補正をお願いしたところでござい
ます。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

二又線のほうでございますけれども、先ほども少し申し上げておりますが、平成11年度に
購入をしておりますして、今までその購入した金額に金利がついております。現在までのとこ
ろ、たまたま金利も低いということで、そんなに金利がふえたと、極端にふえたということ
ではございません。ございませんけれども、今後、例えば、金利が上昇してまいりますと、
その金利を払うのに大変苦勞するということで、11年でございますので、もう11年以上経過
しております。今後、そういうものにつきましては、できる限り本来の形に買い戻しをし
て、そして道路であれば、その交付税の対象に面積もきちんと整理しまして、したいとい
うことで1つには考えております。

もう1つは、開発公社そのものが本町だけの開発公社ではございませんので、うちとし
てもそういう努力を続けていくという必要が一緒に公社を運営しているみやき町さんのほうに
対する本町の姿勢というものはなかろうかというようなこともありますので、今回ぜひと
もお願いしたいということをお願いをいたしております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

町道の二又線の関係なんですけれども、これは当然そういった買い戻すことについての計
画は、当然やっぱり当初からの計画でいくべきだと私は考えます。何か屋形原のほうの関係
での便乗みたいなことに聞こえなくもありませんけれども、開拓1号線の寛平の問題につき
ましては、建設課長よく御存じのように、農集排のほうでも2,400千円だったと思います。
それぐらいの不納欠損を出しております。それも言い直せば、言葉は悪いんですけれども、

入居者からは取って、会社が持ち逃げですか、そういった形なんで、町としても大変な迷惑をこうむっているんです。そのまたしりぬぐいと言うぎ言葉も悪いんですが、そういったことで、周りの方については寄附をされていると。当然今度の地権者については、それを競売で取られておりますけれども、ぜひ金額的なことでも路線単価だけにくんじゃなくして、そういったもろもろの事情を説明されて、大変だとはわかっております、うちの財政状況も言われるとおり大変です。そういった中において、どうしてもできないから、この金額で上げておられるとは理解しますけれども、そういったところをもう一度考えていただけないか、お尋ねいたします。

建設課長（江崎文男君）

これにつきましては、あくまでも用地については、交渉事でございます。予算は予算として、うちの規定に基づいて計上しておりますけれども、原慎議員言われるとおり、幾らかでも安い単価で応じられるよう、今後この予算がもし通ったら、努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

9ページの減債基金についてお尋ねします。

減債基金の積み立てを8,000千円してありますけれども、これは第三セクターの償還金に充てると言われたと思いますが、その期間は8年と説明のときに言われたかなと思いますが、3月議会のときの期間というのは10年とお聞きしておりますが、その辺で起債借り入れ等に何らかの変更等があるのか、その起債の状況ですね、その辺も含めてお話をいただきたいんですが。

企画課長（北島 徹君）

まず、8年というような年数を議員がそういうふうに聞こえたということでございますけれども、私はその8年と言った記憶はございませんので、もしかしたら、仮に私がひょっとして言うておったら、それは私の勘違いで、ひょっと8年と言ったのかもかもしれませんが、当初申し上げましたように、10年というものは変わっておりません。

その第三セクターの関連ということでございますが、6月議会が終わりまして、6月23日にこの近隣の金融機関に対しまして、第三セクター等改革推進債の借り入れをしたいということで、金利の見積もりを徴取いたしております。それで、取りまとめて7月9日に一番安かった佐賀県農業協同組合のほうから借り入れをしようということで決定をいたしております。

この借り入れ仕様という詳細でございますが、借り入れの借入金150,000千円、据え置き

期間なし、償還期間10年、それから借りるときの条件といたしますか、向こうで言う貸付利率のところですけども、5年後利率見直し方式によりまして、利率は1.723%ということでいただいておりますので、これによって借入れをしたいということで考えております。

またこの後、7月23日に総務省から県の市町村課のほうに本町の第三セクター等改革推進債の起債に同意するという旨の通知が県のほうにあっております。それに基づきまして、9月8日に、ちょっと途中は省きますが、9月8日に県のほうに、知事のほうに対して起債許可申請書というものを提出いたしております、同日付で県知事のほうから起債の許可というものをいただいております。今現在、この借入れをするということで相手先に書類を提出いたしておるところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

ページ数が8ページ、歳出のほうですけども、これの下から2番目、需用費の中の修繕費500千円とありますけれども、これはどこを修繕する予定でしょうか。

企画課長（北島 徹君）

500千円につきましては、主に車の修繕料でございます。当初、予算の編成上、100千円ということで、6月にも不足したということで、500千円ほどお願いをいたしておりますけれども、今回なお車検のたびとかに修繕がかさむという状況が続いております、今回また500千円お願いをいたしております。合わせまして1,100千円というふうになりますが、この1,100千円につきましては、21年度のこの修繕料の決算とほぼ同額ということになっております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

この件に関して、今、600千円を追加して1,100千円になりますと言われましたけれども、当初予算はこの修繕費はゼロですよ。21年度に関しては決算報告書を見れば1,830千円がかかっておるわけですよ。当初予算が、要するに項目がないわけですよ、この修繕費がですね。ということは、当初予算の作成がですね、要するに修繕費というのは、毎年毎年絶対あるはずですけども、最初からゼロということは、要するに予算書の作成のミスですかね、その辺の考え方をお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

この予算編成につきましては、今、松田議員が言われたように、私どもの不手際で、この車の修繕料がきめ細かな臨時交付金によって対応できるということで考えておったのが、いよいよ実施する段階になった時点で、その車の修繕料と。大体修繕料が、きめ細かな交付金の対象として修繕料というものがございましたので、車の修繕料も当然いいだろうということで考えておりましたが、いよいよ事務処理を詰めていく中で、車の修繕料は該当しないと。

建物とか、そういう不動産についての修繕料しか該当しないというようなことがありましたので、ちょっと議員御指摘いただいたように、少しおかしいような予算編成になっております。その点はこの場でおわびを申し上げたいと思いますが、そういう理由でございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

次に進ませていただきますけれども、9ページ、これの上から3番目の工事請負費ですね、これ100千円上がっています。当初予算では、この欄に関しましては、同じく数字が上がっておるわけです。正確に言いますと126千円上がっています。これは追加ですかね、新設した追加ですかね、それとも取りかえの急を要した状態での100千円という数字になっているか、その辺をお尋ねいたします。

総務課長（池田豪文君）

これまでの防犯灯のことにつきまして、まず申し上げたいと思います。

防犯灯の取りかえにつきまして、現在までのところ6カ所行っております。それで75,600円。それと下津毛で移設の必要がありましたので、この移設の分が68,250円かかるんですけども、予算的に今ございませんので、撤去のみ行っております。

それともう1件、下津毛において、御稜公園のところで撤去を1件しております。そのほか、落雷による取りかえの必要が発生してきておりまして、落雷によっては4件ございますけれども、そのうち2件しか現在のところ行えていない状況でございまして、今現在のところでも支出負担行為額で121,800円使用しております。残りが4,200円という状況でございまして、今後、落雷による取りかえの分が2カ所と、あと防犯灯の経年的な損耗による取りかえの分がまだ2カ所ございまして、そういったものをもろもろ含めると100千円必要であると、そういったところで要望したところでございます。

現在のところ新設という形では1カ所しかしておりませんで、ほかの部分については、先ほど申し上げましたように、経年的な取りかえ、それに落雷による被害によるところの取りかえと、そういったところで支出するものでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

もう1点お尋ねいたします。

17ページ、一番下の欄の体育協会負担金、60千円減になっていますけれども、この内容を教えてください。

教育次長（鶴田良弘君）

17ページの三養基郡体育協会負担金、減額60千円ということですけど、この部分については、平成21年度に三養基郡体育協会にそれ相当の金額を出してございましたけれども、三養基郡レクリエーション協会が新型インフルエンザで実施できなかった分を基山町、みやき町、

上峰町、180千円ほどレクリエーション協会に渡しておりましたけれども、21年度実施していないというようなことで、その分を返金という形に体育協会がしていますので、今回、体育協会に払う分を60千円、逆に減額しているというようなことで計上させていただいております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

5番（中山五雄君）

5ページの、これは教育委員会のほうに当てはまると思いますけれども、款の15の県支出金、目の2の民生費補助金、説明の欄の安心こども基金特別対策事業費補助金、これ960千円上がっておりますけれども、安心こども基金特別対策というのは、どういうことをされておるものか、説明をお願いします。

住民課長（福島日出夫君）

この事業につきましては、子育て中の皆さんが安心して施設を利用できるように、ベビーシートを設置する事業でございます。設置箇所といたしましては、体育センター、それから役場、それに町民センター、それとおたっしや館の4カ所でございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

それは何名ぐらい働いておられますか。

住民課長（福島日出夫君）

今の質問ですけれども、4カ所にベビーシートを設置する事業でございます。ベビーベッドと言ったほうがわかりやすいでしょうか。

5番（中山五雄君）

これ4カ所にベビーベッドを設置した、その金額ということですね。いろいろな安心こども基金と。要するに対策を行政側から教育委員のほうからされている、住民課からされているというあれじゃないわけですね。ベビーベッドを据えたということですね。そのベッド代ということですね。

住民課長（福島日出夫君）

支出のほうの11ページをごらんいただきたいと思います。済みません、説明が行き届かなくて。この中の児童福祉総務費で、工事請負費としてベビーシート設置ということで、これで720千円、これが3カ所分です。それと、負担金、補助ということ。これはおたっしや館が民間施設ということで負担金で支出するものでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

説明書きの8ページですが、ここに議会費として357千円上がっております。この件、多分百条調査の予算だと思いますが、今年の3月議会で地方自治法第100条、その調査委員会の上限として1,500千円という枠以内ということで議決をいたしております。先般も1,500千円という補正予算をお願いしておったと思うんですが、このような形で金額が出てきたという説明をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

今、議員申されましたように、さきの3月の議会で1,500千円以内という議決をいただいております。その枠の中で、執行部としてどういう予算の趣旨でつけようかと判断しまして、私、真相の究明については御協力をしたいと思っておりますので、真相の究明ということで鑑定をされるということを報道等でも聞いておりますので、鑑定料について、200千円という予算の要求がございましたので、まずその分の200千円、またこれまでの証人喚問費用等の部分をつけさせていただきまして、合計350千円ということでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長が再三発言の中で、この百条調査の件については、血税と言われておりますが、議会費のこの部分だけが血税でしょうか、あとの予算は血税じゃないでしょうか、その辺をお伺いいたします。

町長（武廣勇平君）

すべて血税だと思います。その上で真相の究明、私個人的な主観としては、検察、警察に一刻も早く司法の手にゆだねていただくことが、日本の国において一番捜査能力の高い機関でございますし、料金もかからないと聞いておりますので、鑑定費が真相の究明につながるかどうか、議会としては真相の究明につながるということで申されておりますので、そこには協力したいという趣旨でつけさせていただいております。

以上です。

7番（井上正宣君）

ここに委託料として上がっておりますが、調査をする段階での委託料、これに関しては、この委託料は鑑定委託料であります。あと弁護士委託料、いろんなお金が要るわけですが、こういった形の中で上げていただかないと、先に進めないわけですね。貸し借りでやれる問題じゃないわけですので、上限としてやはり1,500千円議決をいたしておりますので、上程をした全部使うわけじゃありませんから、そういった形の中で、使わない部分は返納するという形がとれないものかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

町長（武廣勇平君）

私は、鑑定費については、真相究明の一つのきっかけになるというふうに思っております。その弁護士費用というのが真相究明とどうつながるか、私には理解ができませんでした。

告訴状の作成は、当該機関で指導もしていただけたと思いますし、告訴状の作成に1,100千円を超えるお金がつけられておりました。これはちょっといかなものかという視点で鑑定費、証人喚問費用、これのみつけさせていただいております。

以上です。

7番（井上正宣君）

それでは、ちょっと質問の趣旨を変えてみたいと思いますが、説明書きの16ページ、教育費になります。教育費の目の1. 学校管理費、中学校グラウンド防球ネット設置工事、これに4,177千円上がっております。これも血税だと思っておりますが、果たしてこの防球ネット工事をするに至っての周辺からのいろんな苦情、どういった被害額が上がっているのか、お尋ねをいたします。

教育次長（鶴田良弘君）

現在、被害というものはあっておりませんが、5月に宅地が建ったわけでございますけど、1年間で野球のネットを超えて向こうに飛んでいく数もまあまあ多かったと。そして現在、非常に子供たちも、顧問の先生も、いつボールが向こうに飛んでいくかわからない状況で野球の練習をしているというような状況でありますので、今回、緊急ではありましたが、被害をこうむってからじゃ遅いので、そういう意味で今回補正を上げさせていただきます。

以上です。

7番（井上正宣君）

議会費のこの予算の上程と、このグラウンドの防球ネット工事。本来から行けば、この防球ネットの設置工事については当初予算で上げていただくべきだと私は思っておりますが、ましてや現在の中学校のグラウンドのネット、それを基準に置いて考えていらっしゃるかと思いますが、そのバックネットのもう1個南のほうにありますね。利用の変更とか、そういったものは頭になかったのかどうかですね、その辺もお伺いいたします。

教育次長（鶴田良弘君）

議員御承知のとおり、バックネットの前が東側が道路沿いで、その東側が民家が建ったというような状況で、通常バックネットマウンドで試合もやるし、練習試合もやるし、そういうふうな状況で、練習については、なるべく向こうに道路を越えて行かないような練習はフリーバッティング等も方向を変えて、今現在練習をしているところですが、いざ試合形式あるいは練習試合、それから公式試合に入れば、当然、向こうにフェンスを越えて飛んで行く可能性が十分高いというような状況で今回補正をお願いしているところでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

そこでまた議会費のほうに戻りますが、後々の調査の段階で進めなくなっているわけです。

ね、予算がないから。進めないということは、もう調査がストップさせられているわけですから、どうしてもやっぱり1,500千円の予算を計上していただいて、全部使うわけじゃないですよ。早く真相を究明して終結をいたしたいと、そういう気持ちでありますから、ぜひこの件については、上程をお願いいたしたいと、そういう気持ちであります、町長の御判断をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

進めないと言われるのは、どうしてでしょうかね。鑑定料は予算をつけております。まず、鑑定を直ちにさせていただく環境は既に整っているというふうに思います。先ほど中学校のネットの話をされました。今お話、担当からしましたけれども、これはもう前からボールが飛んでいたという状況も、そしてその必要性も、そして学校からの要望があっているということも御承知のとおりでございます。よって、ここについては早急に予算措置しなきゃいけないという意味で、血税でも必要な部分についてはつけていくという視点でございます。私も真相究明には必要だと思っておりますので、そこに協力したいという趣旨で鑑定料はつけさせていただきます。

以上です。

7番（井上正宣君）

この鑑定料というのが、200千円という委託料で上がっておりますが、これにも鑑定の仕方がいろいろありまして、正式な鑑定をお願いしたいというようなことで、これは簡易鑑定の鑑定料でありますから、正式な鑑定をお願いして、そしてはっきりした形で早く終結をいたしたい。そういう気持ちでありますので、その辺は御理解をいただいて、そしてその次に要るであろう経費、委託料、これは弁護士費用がかかっておりますので、その点も含んでぜひ上程のし直しをお願いいたしたいと、そういう気持ちであります。

町長（武廣勇平君）

今、鑑定費について、これは簡易鑑定だというお話を初めてこの場で聞きました。私ども予算を査定、予算要求があった段階では200千円鑑定料として予算を要求されておりましたので、その分について予算措置したわけでございます。でも、簡易鑑定でもっといろんな鑑定があるということで、鑑定費がまだ足りないようであれば、そこに対して予算措置する姿勢は持っておりますし、今後、また議会のほうから要求をしていただければと思います。

以上です。

7番（井上正宣君）

ただいま町長から、そういう修正にも応じるということでしょうか。

町長（武廣勇平君）

真相究明、つまり鑑定については協力をしたいと思っております。その意味で、鑑定料がもう少しかかるという御意見であろうと思っておりますので、その分については予算措置していき

たいと思っております。

7番（井上正宣君）

この補正予算すべて血税でございますので、綿密に言うと、もっと深く審議しなくてははいけません、時間が足りませんので、また後の同僚議員のほうからも質問があると思いますが、私はこの辺で質問を終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

1番（松田俊和君）

井上議員の質問とは別になりますけれども、15ページの一番上、コンビニ収納手数料35千円とあります。これは、要するに3月の当初予算は30千円上がっていました。トータルにすると65千円になりますけれども、利用者が多くて、この補正をされたのか、その辺をお尋ねいたします。

建設課長（江崎文男君）

このコンビニ収納手数料でございますけれども、これにつきましては、今年度より税も一緒なんですけれども、初めて予算措置をしている分でございます。よって、うちの住宅については、使用料、それと駐車場料についてが、このコンビニの収納手数料の対象になるんですけれども、何せ初めてのことで、件数的なものがまだ見えないという中で、当初、関係戸数の20%、約2割分をコンビニ収納へということでの当初予算で考えておりました。それが30千円でございます。しかしながら、4月、5月、6月という中で、実績的に今現在、コンビニ収納のほう当初予想の20%から、今実績としては約46%ぐらいの方がコンビニ収納をされておるものがございます。よって、このままでいきますと、その30千円の当初予算がちょっと不足するというところで、実績的に先ほど言いました46%分の今回見合わせたところの補正をお願いしたところでございます。何せ1件57円という高い手数料になりますので、今後については、建設課としては、住宅使用料、それと駐車場使用料については、今後はなるべく口座振り込みのほうで今から推進、皆様方をお願いして、今後はなるべく口座振り込みのほうでお願いするような形で来年度以降についてはお願いしていこうと思っております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、江崎課長から答弁していただきましたけれども、当初予算にはこのコンビニ収納手数料の欄が当初予算にはありますけれども、ほかの部署にはこういう補正に対する数字は発生はありますか、その辺をお尋ねします。

税務課長（白濱博己君）

このコンビニ収納につきましては、税務課といたしましては、当初予算にコンビニ収納の

手数料で360千円、それからコンビニ収納委託料で189千円ということで計上をさせていただいております。今現在のコンビニ収納手数料で広報等にも掲載いたしました。6月現在で135,320円、8月現在でのトータルで192千円ほどの支出をいたしております。

今後の動向でございますが、1年間通して幾らという統計もございませんが、先般の議会の中でも、1件57円ということであると、とにかく例えば、軽のバイクでしますと1千円と。そのうち57円ということでの比率から言いますと、本当に大きなウエートを占めておりますので、コンビニ収納を推進するというふうなことではなくて、57円の経費かかっているということ先般の広報にもお願いしましたが、今後につきましては、できる限りでは、例えば、庁舎内のJAなり近隣の銀行等々での窓口もございますので、今後はそういった形での御紹介、広報もしていきたいということで考えております。税務課としては、補正は今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

保育料はなかとね、保育料は。（「民生費はある」と呼ぶ者あり）

住民課長（福島日出夫君）

保育料徴収におきまして、コンビニのほうは今のところ検討中というところで、実施の予定は今ありません。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

先ほどの7番議員の関連ですが、16ページのさっきの中学校グラウンドのネットなんですけれども、自衛隊のヘリの騒音防止のための防音工事ですえ、その施工後に土地が開発されて来られたところには、もうわかって来ているから、補助金は出ていませんよね、現実。ということは、中学校があって、グラウンドがあって、バックネットがあるということを知って土地開発をしてあるわけでしょう。ということは、今、行政と学校側が心配して予算を組みましたと言われたんですが、不動産屋さん等との協議と、そちらのほうはやられたんでしょうか。

教育次長（鶴田良弘君）

その部分については、やっておりません。

4番（漆原悦子君）

であれば、まずその辺からして、大事な血税血税と先ほどから今回ずっと言われているんですよね。そういう中で一円でも安くするべきだと思うんで、その辺からスタートするべきではないでしょうか。

教育次長（鶴田良弘君）

開発行為をされるときに、それぞれ各課に開発行為の届け出があるというふうなことで、各課回覧がありますけれども、うちのほうとしては、その部分について、何もやっておりませんでしたけれども、現在、子供たちが練習する中で、非常に緊急を要するというようなことで補正をお願いしているところでございます。そういう形でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

町長（武廣勇平君）

先ほどから議会費と、この防護ネットの議論と一緒にされているようでございますけれども、議員の意見が、議会費をつけないならば防護ネットもつけるなという意見に聞こえなくもないんですが、そういう意味じゃないんでしょうけれども、私どもは防護ネットはすぐ必要だという視点で、確かに今までもボールが田んなかのほうに飛んでいたり、車に当たったりしている状況があったと聞き及んでおります。そうしたことが、今後住宅のほうに飛んでいくこともありますので、早急に対応しなきゃいけないというふうに思っております。これはこれとして。

先ほど申しました議会費につきましては、私は先ほど言ったように、鑑定料がまだかかるということで、議員のほうから御指摘がございましたので、その点については、新たに補正するか、またこういう財務規則を見ますと、予備費の流用も可能だということでありますので、そうした視点で対応はしていきたいというふうに申し上げております。

議長（吉富 隆君）

町長さんをお願いでございますが、4番議員の質問のみ答弁をしていただかないと、憶測でそういう駆け引きを議員さんがやっているわけじゃございませんので、それはそれとして、きちっとした形で答弁を執行部はしてもらわないと。（「わかりました。済みません」と呼ぶ者あり）そういうことでお願いをいたします。

ほかに御質疑はございませんか。

2番（原楨和彦君）

ちょっとお尋ねいたします。今の関連事項なんですけれども、あそこの開発について、あれは県の開発許可ですか、町のほうですか、それをまず教えていただきたいと思います。

企画課長（北島 徹君）

県への開発届けということで考えております。

2番（原楨和彦君）

そしたら、あそこを開発するためには、当然、町のほうにいろんなことでの調査とは言いませんが、同意に関する件での通常同意書とございますか、そういったものについてはありますか、ありませんか。

企画課長（北島 徹君）

今、議員御指摘のように、本町のほうから県に開発届けが必要な部分につきましては、町のほうからの意見というものをつけて提出をしております。その提出に際しましては、当然のことながら、関係各課にすべてこういう開発があるということで回して意見を聴取して調整して提出をいたしております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

ということは、あそこには何戸が建って、通常、土地開発に基づいては、防火水槽、消火栓、そういったもろもろの規制もあります。だから、そういったことに該当しないかするか、そこら辺のことをお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

ちょっと手元にそういう詳しい資料を持ち合わせておりませんので、時間をいただければ、直ちに調べていきたいというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。

2番議員さん、もうちょっと詳しく説明を。

2番（原楨和彦君）

土地開発においては、規模によって防火水槽の設置が義務づけられたり、開発行為の中において消火栓の設置でいいというようなこともあります。そういったところも当然検討されていることと思います。ということで、あの土地については、横に中学校があると、バックネットもあると。そういった条件を何一つつけなくて、買ってしまってから危ないからネットだと。ただ、そういったものがあることをわかって開発されているんですよね。当然その時点において、ここは学校からボールが飛んできますよと、できたら自分たちでそれを守ってくださいというようなこともあってはいますか、ないですか、お尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

先ほど申し上げましたように、手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただきまして、直ちに調査をして回答したいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。

2番（原楨和彦君）

これがなかったら、あと質問できませんので、早急にお願いします。

議長（吉富 隆君）

今の問題でございますが、若干ここで休憩をさせていただいて、資料等を用意していただくようにしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

そしたら、ただいまより11時10分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時54分 休憩

午前11時9分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

執行部の書類等々について用意ができたようでございますので、御説明方をお願いいたします。

企画課長（北島 徹君）

お待たせをいたしました。この議員言われております中学校のグラウンドの東側に当たります開発について、まず概要でございますが、開発する面積が3,388平米と。その3,388平米の土地に分譲住宅12戸を建設するという計画で、こちらのほうに協議が参ってきております。

消防関係は総務課長から申し上げます。

総務課長（池田豪文君）

開発行為に伴う消防水利の基準につきまして、本町のほうでも規定しておりまして、半径120メートルということを設定いたしております。なお、当該開発につきましてでございますが、そのすぐ東側のほうに消火栓がございます。それで当該開発地につきましては、その120メートルの範囲に入っておりますので、この件につきましては、消防水利について求めておりません。

以上でございます。

教育次長（鶴田良弘君）

教育委員会のほうとして意見書については、開発行為をされる西側の道路については、通学路につき工事中であるため、危険防止については十分配慮をくださいというようなことで書いておりますけれども、先ほどから申し上げますように、野球のボール等々の件につきましては、うちの認識が甘く、その意見書に書いていなかったことを深くおわび申し上げます。今後こういうことがないように十分注意していきたいと思っております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

済む問題じゃないと私は思います。次長言われました、以前にも田んぼの中にボールが飛んでいたと。町長、以前にも田んぼの中にボールが飛んでいたと。そこに当然開発があつて住宅が建つということであれば、ボールが飛んで被害を及ぼすということは想定範囲だと思います。それについて、何一つ条件をつけていないと。当然、その時点において話し合いでもされておれば、満額こちらがやるんじゃなくても、話し合いの結果においての事業もで

きたと思います。

いろんなところの開発が今後進んできます。本当にこのまま後から来て、これ言い方悪いんですけども、公共施設があれば、その迷惑ということで、公共施設が制限をかけられるような羽目にもなりかねません。もう少ししっかりと事前の調査あたりをやって取り組んでいただきたいと。そしてこの件についても、もう何戸か建ったからじゃなくして、検討をされて、当然これはこういったことだから当初でという計画が当然の予算計上だと私は思います。いかがでしょうか。

教育次長（鶴田良弘君）

先ほどから御指摘のとおり、本当に教育委員会、私初め、認識が甘かったというふうに深くおわびしたいと思っております。しかし、現在、非常に状況を見れば、監督も子供も十分な気持ちで練習ができない状況であり、議員おっしゃるように、開発行為のときにしっかりした意見を持って当初予算で組めばよかったんですけども、その認識も甘かったし、うちのほうとしては、現況を見れば、子供たちにも十分な部活動をさせたいというようなことで危険がないように、今回、緊急ではございますけれども、ぜひこの部分をお願いしたいというふうに考えます。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

この件については、今後の開発行為については、いろんなやはり町としては、それなりのチェック項目でも設けて取り組んでいただきたいと、これは要望しておきます。

この件については終わりました、15ページをお願いします。

これ一つお尋ねなんですけれども、款の8、項の5の目の1、住宅管理費の中で、節の15の工事請負費、樫寺住宅の火災警報器の設置工事で477千円上がっております。何戸分で何個の火災警報器をつけての計画か、お尋ねいたします。

建設課長（江崎文男君）

今回、工事請負費といたしまして477千円、樫寺住宅の火災警報器ということで計画をしているところでございます。

個数に至っては、樫寺住宅が35戸あります。各家の中の間取りを検討いたしますと、今の計画では2個の火災報知器が必要かと思えます。よって、70個の火災報知器の設置計画でございます。

なお、これにつきましては、7ページを参照していただきたいと思います。

7ページの款の20の諸収入のところの2の雑入の中で、説明、上から3番目、全国火災共済機構補助金ということで210千円上げております。これにつきましては、住宅について火災保険をかけております。その機構としては、先ほど申し上げました全国火災共済機構というところで掛けておりますけれども、そこからの1基当たり3千円までの補助ということで

来るようになっております。一応この補助金を活用いたしまして、今回、檜寺住宅に火災報知器の設置ということで計上しているところでございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

これトータルで、大体、1個当たり約7千円弱というような金額になると思いますが、これ工事費まで入れてでしょうから、今後多くの家庭でこの設置が進むと思います。だから、町としても基準的な金額として取り扱われていると思いますので、これが今後、各家庭において、業者あたりをお願いして、当然地区あたりでまとめることもあるかと思しますので、そういったところで、できれば参考資料というような形で1つ幾らで購入費を平屋なんですから、平屋でつけば、これくらいですよということをいただければなと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（池田豪文君）

家庭用の火災報知器の件につきましては、順次広報をしているところでございますが、今回も区長様方をお願いいたしまして、また広報させていただいております。それで、また機会をとらえまして、そういった工事関係につきましても広報を行っていきたいと思います。

ただ、今回の広報につきましては、ホームセンター等で御購入いただいて、御自分でもつけられますと、そういったことをしておりますので、御自分でつけられない方につきましては、そういった手だても必要かと思しますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

先ほどの中学校グラウンドの防球ネットの件にちょっと戻りますが、この件について、これはもう球のことで、たまたまこういうことでよかったんですが、体育館でいろんな行事があるときに、ちょっと他町の方からいろいろアドバイスを受けたんですが、他町は体育館の横にすぐ住宅地ができて、非常に苦情が来ると。どういう苦情ですかと聞いたら、うるさいと、やかましいと。だから、今、中学校の体育館の横は田んぼでいいんですが、将来的に開発が進んで、すぐ隣に家が建て込んでくると、今度は球のことじゃなくて防音ですよ。そして中学校のグラウンドでもしかり、あれだけ住宅地が出てくると、今度はうるさいということが発生しているそうです。上峰じゃなくて、ほかのところはもう既に発生している。ですから、できれば私は中学校の南側の農地は町で買い上げて、やっぱりそういう形の利用を考えたいんじゃないかと。防音工事したり、いろいろそういうことが発生するならば、苦情が来るなら。

それと、今のこの防球ネットがいいのかどうか。バックネットそのものを将来的に考えた

ら、もうちょっと奥のほうに移動させて、うちの中学校はよその中学校の2倍ぐらいの面積がありますから、もう少し内側のほうに入れて、そしてあそこの道路沿いは緩衝緑地をつくってもらえば、ボールも外に出にくくなるし、防音の効果もあると。そういうふうに思っておりますが、見解をお伺いいたします。

教育次長（鶴田良弘君）

大変な御意見ありがとうございます。今回、緊急にこういう形でお願いしたいというふうに子供たちが安心して練習に励まれるようにやっていきたい。

それから、先ほどの防音については、今後、開発行為があったときには、十分意見書等を書いて出したいというふうに思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに答弁はないですか。質問の趣旨によって答弁もお願いをいたします。

7番議員から提案がされておりますので、その件について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

今現在、体育館の北側に、そして住宅が建つというお話は聞いておりませんが、議員の仮定の話ですけれども、そうなった場合、たればの話ではお答えはしかねますけれども、そうなった場合については、そういう御意見も一つの見識だというふうに思っております。

以上です。

7番（井上正宣君）

将来的にそのバックネットを内側に移動させる。ボールが飛ばないような形での内側に入れる。今もうぎりぎり道路沿いですから、飛ぶのは当たり前です。ですから、もう少し内側に入れて、そして緩衝緑地の高い高木をずっと植えれば防音効果もありますし、そういった球も飛びにくいという一石二鳥じゃないかというような提案をいたしておるわけですが、執行部のお考えをお聞きしたいということです。

町長（武廣勇平君）

中学生の運動場が、ほかの中学校より大きいということも今聞きました。スポーツ宣言の町として、いろんなスポーツを運動場で展開していただいている、私どもは中学校のですね、もっと言えば、子供さんたちが今の既存のスペースを確保した上で防球ネットを要望されているというふうに理解をいたしております。その意見を尊重して予算を計上しているというふうに御理解いただければと思います。

7番（井上正宣君）

私が言っているのは、球が飛んで被害額がどれだけあるのかというのは、まだここに出てきておりませんが、将来的にこういう問題が起きるとするならば、バックネットそのものをもう少し奥のほうに移動させたほうが飛ばないんじゃないかと。そして高木を植えれば、そ

れの外には出ない、ネットを張らなくても大丈夫だと。防音と防球と両方の効果があるんじゃないかということで、将来的にどういうお考えなのか聞いているわけですから。被害額がどれぐらいかわかりますか、苦情が出たとき被害額。想定。それをちょっと教えてください。

教育次長（鶴田良弘君）

現在までは田んぼでしたので、現在、被害額、あそこが建ってから今のところ注意してやっておりますけれども、ありませんけれども、年間数十個は田んぼのほうに飛んでいったというふうにお聞きしております。

議長（吉富 隆君）

被害額について答弁はないじゃんね。

教育次長（鶴田良弘君）

ことしになって、民家が建って被害が出たとは聞いておりません。

以上です。

議長（吉富 隆君）

いや、被害額は想定で言いよんさっけん、わからんならわからんでもいいじゃないですか。

町長（武廣勇平君）

被害額、想定の話でしょうけど、想定はしておらないということですけども、被害が出ておりませんから、基本的に私どもは先ほど申しましたように、中学校からの要望があった。スポーツの町として、また井上議員も体育協会関係で、子供たちのスポーツの推進には尽力すべしという立場だと思いますけれども、今のスペースを狭めて、いろんな問題が出てくることは安易に想像できます。その上で今の子供たちのスポーツ推進をしながら安全・安心を担保するという趣旨でこの予算を提案させていただいているということで、御理解いただきたいと思います。

7番（井上正宣君）

私が申し上げているのは、今のバックネットの位置から、どの位置まで球が飛んでいるのかですね、その飛距離、もしそれがわかれば、そこまで飛ばないような形でのバックネットを例えば10メートル中に入れるとか、そういう工夫ができないのかできるのか。そしてまた、そういうものを考えておられるのかおられないのか、そこを聞いているわけですから、そこを御答弁いただきたい。

町長（武廣勇平君）

今申しましたとおり、そうしたバックネットを奥にすることによって、今のスポーツをしている子供たちのさまざまな支障が容易に想像できるという観点で、今のスポーツのフィールドを狭めたり縮めたりしないでネットをつけさせていただきたいという御提案をさせていただいております。

議長（吉富 隆君）

執行部の答弁がちぐはぐなようでございますもんね。想定できないならできないで結構だし、提案は、そういう考え方は成り立たないのというお尋ねでございます。だから検討の余地はあるというような御答弁でよろしいのではないのでしょうかね。ネットの予算とかいうものからずれた質問の内容でございますので、そういった内容についての答弁が必要であろうと思います。何か意地の張り合いのような答弁では前に進みませんので、明快な回答をお願いいたします。

教育次長（鶴田良弘君）

現在の状況から問題はボールが民家、道路のほうに行かないようにすればいい方法が一番だと思いますけれども、今、井上議員が言われるのも一つの提案でしょうけども、それについては、メリット、デメリットもあるだろうしですね、今町長が言われるように、あれだけの大きいグラウンドが狭くなっていくということは、デメリットにつながっていくんじゃないかというふうに思いますけれども、それも一つの方法かもわかりませんが、現状を見た場合、今の方法でぜひお願いしたいというふうに思います。

7番（井上正宣君）

先ほども言いましたように、大体どこら辺まで飛んでいるか。飛距離、住宅地全部向こうの東の道路までは飛ばないでしょう。どこら辺まで飛んでいるのか、それによってもまたネットの工事のそういう工事予算も関係してくると思いますが、どのあたりまで球飛んでいるわけですか。

教育次長（鶴田良弘君）

これは中学校の顧問から聞いておりますけど、ワンバウンドですね、道路まで行って、そして民家に飛んでいるというような状況もあるし、逆に直接民家まで飛んだというような状況もございますので、そういう状況で年間数十個がどこにどこにどこにというようなことは把握しておりません。

以上です。

7番（井上正宣君）

あの形からしてみると、多分ファールボールだと思いますが、方向的には南西のほうに飛ぶのが当たり前ですが、防球ネットが必要ということであれば、ファールボールが東のほうに飛んでいるという形ですので、そう遠くにはボールは飛んでいないと思うんですよ。だから、その辺でどういう防球ネットをされるのか、そこら辺の規模、そういう図面があれば図面をお見せいただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

教育次長（鶴田良弘君）

今計画しているのが、幅が28メートル50、高さが9メートル90という形で一応設置したいというふうに考えております。（「わかりました。よかです」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

5番（中山五雄君）

15ページの先ほど同僚議員が質問しましたけれども、樫寺住宅の火災警報器の設置、これ35戸のうち、1件に2戸ということで計の70個。これは煙探知器と熱探知器とあると思いますが、それはどのようなつけ方をされるつもりですか。

建設課長（江崎文男君）

今考えているのは、煙探知器のほうを考えております。

以上です。

5番（中山五雄君）

うちもこのごろからある業者さんが来られて、2個だけつけましたけども、台所のほうは熱探知器がいいでしょうと。それと2階とかなんとか行くところには煙探知器のほうがいいでしょうということでされましたが、その辺は業者さんとも検討されて煙探知器にされたものかどうかをお聞きします。

建設課長（江崎文男君）

一応、住宅につきましては、基本的には米多団地とか西峰団地、切通の北団地等はもう既につけておりますけれども、基本的には寢床といいますか寢室、そこに住んでおられる方が寝る場所を対象にしておるところでございます。よって、台所については、こちらとしては公営住宅的には想定しておりませんので、すべて今までも煙探知器で対応していますし、樫寺住宅も同じような形で、対象を寢室にしておりますので、今回は煙探知器にしているところでございます。

5番（中山五雄君）

対象は寢室ということでございますけれども、大半が台所から火が出るのが多いんじゃないかなと思いますけれども、その辺、寢室は当然煙のほうが多く探知器ができるような話を聞きましたけれども、台所のほうはなかなか熱が上がってあれしたときに、火を炊いている少し手前の上のほうにつければ、直接上のほうだったら、しょっちゅう鳴るということも聞いておりますし、その辺、もう少し検討をしたほうがいいんじゃないかなと。

それと、これは前回のときにある議員さんが質問されましたけれども、吉野ヶ里町は1個だけは行政が負担してつけているということで、あと2個、3個というのは個人負担だということでされておりますけれども、上峰町はその辺、町長、どのような考えを持っておられるか、最後にお尋ねをします。

町長（武廣勇平君）

これは今現在は財政的な問題でいろいろ困窮しているのが現状でございます、現時点では検討課題というふうにしております。

以上です。

5番（中山五雄君）

要するに、今、佐賀県一上峰町は財政難ということで、少し差し控えさせていただきたいということですかね。

町長（武廣勇平君）

先ほど申し上げましたとおりでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

ページ数は説明書きの17番、教育費の中で、社会教育費、太古木の保存の件ですが、ここに保存地区の土地借上料として140千円上がっております。これは早々に町が買い上げるといような具体的案がありますか。また、そしてこの将来的にこれはどういうふうにご利用されていくものか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

文化課長（原田大介君）

今の7番議員の御質問ですが、太古木の将来的な活用、それから公有化ということですが、現在、財政担当と協議をしているところでは、現在行っている平成21、22年度で行っております地下水調査の結果、大体太古木の保存状態が見えてまいりました。それで、結論から申し上げますと、一番湧水時期に太古木の頭の部分が30センチから50センチ地下水より上に出ているというような状態にあります。今、今年度の事業として、北側の水路に水を張りまして、そのことによって保存地区内の地下水位がどれだけ上昇するのか、上昇させることができるのかという試験を行っておりまして、現在、北側の水路が大体26.5メートルの標高にあります。27メートルまで水がたまるとすると、保存地区内の水位も27メートルまで上がると。大体北側の水路にたまった水の水位分、保存地区内の周辺の水位がそこまで上がるということがわかっております。

ですので、これから保存していくということにおきましては、北側の水路部分に何らかの方策を施しまして、その部分を利用して保存地区内の水位を押し上げていけば、太古木の保存についてはとりあえずクリアできるんじゃないかというところまで予想しております。もし、これがクリアできるということになりますと、県、文化庁との協議の中では、当初は保存施設をつくった、博物館等の施設を持ったような公開の方法を考えておりましたけれども、とりあえずは現状の上峰町でできるような公園整備、太古木で今埋まっておりますので、地上表示ですね、ここに埋まっていますよという表示、それに説明板、園路の整備、植栽程度も公園スペースとしての整備を考えてくれれば、文化庁のほうとしては、その計画で土地の買い上げを行ってよいという今のところの御判断をやられております。財政課と協議の結果、今のところ、平成24年度ないし25年度ぐらいには買い上げにかかれればというようなところまで今協議をしております。

それと、今年度の保存地区の土地借上料ですが、今回140千円の補正をさせていただいております。これにつきましては、今年度当初予算で平成21年度、22年度分の実績の9割で予算計上させていただいております。ところが、地権者さんたちとの協議の結果、どうしても合意に至りませんでした。それで、今年度につきましては、農業所得の戸別補償制度とかもあるということで、減額については、とにかく勘弁していただきたいという地権者さんの御意見がありましたので、できましたら21年度、22年度並みの実績の金額で補償をしていきたいということで計上させていただいております。

以上です。

7番（井上正宣君）

するとですね、課長もよく御存じとは思いますが、以前、文科省の桂技官のほうがお見えになったときに、こういう保存状態であれば、記念館をつくってという話もあっておりましたが、そういう話は全部消滅したわけですか。

文化課長（原田大介君）

あくまでも将来的には最終的には施設をつくった保存公開活用を目指すという中で、とりあえず保存をしていくのがまず第一義でございますので、土地の公有化を行って、埋め戻し保存ができるという見通しが立ちつつありますので、その状態で町としても保存をしていくということでございます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第64号

議長（吉富 隆君）

日程第13．議案第64号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第65号

議長（吉富 隆君）

日程第14．議案第65号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第66号

議長（吉富 隆君）

日程第15．議案第66号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第16 議案第67号

議長（吉富 隆君）

日程第16．議案第67号 平成22年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。
これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第68号

議長（吉富 隆君）

日程第17．議案第68号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第68号の質疑を終結いたします。

日程第18 議案第69号

議長（吉富 隆君）

日程第18．議案第69号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。
これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第69号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時44分 散会